

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇先進国首脳会議、ベネチア宣言を発表

先進7か国(米国、日本、西ドイツ、フランス、英国、イタリア、カナダ、ただしEC委員長も出席)首脳は、6月22・23日の2日間、ベネチアにおいて第6回目の首脳会議を開催し、同23日、インフレ、エネルギー問題を中心とする共同宣言を発表した。

同宣言の要旨は以下のとおり。

##### (1) インフレ問題

インフレ抑制は当面の最優先課題であり、金融・財政両面にわたる断固たる引締め政策によってインフレ期待を打破する必要がある。引締め政策実施に当たっては、労使間の継続的対話と効果的な国際協調が不可欠である。

同時に、投資と技術革新を奨励し、衰退部門から成長部門への資源の移転を助長するなどして、生産性の向上と雇用創出に務めなければならない。このためには、資源を政府部門から民間部門へ、また消費から投資へ振り向けるとともに、特定産業または部門に対する保護主義的措置を制限せねばならない。

##### (2) エネルギー問題

経済成長が石油供給面から制約されるという事態を80年代中に解決していかねばならず、このため、石油の消費節約、代替エネルギーの開発・利用を促進する。この目的の達成にあたっては、市場価格メカニズムを重視するが、状況に応じて行政的な介入も必要である。

石油の消費節約および備蓄については、EC(欧州共同体)、IEA(国際エネルギー機関)およびOECD(経済協力開発機構)が最近行った決定を歓迎する。

今後10年間にわたる石油以外のエネルギー源の生産・利用は、石油換算で日量1,500~2,000万バレル増大し得ると試算されているが、これを実現するため、中期的には石炭の生産・利用拡大(90年初までに倍増)と原子力利用の促進、長期的には石炭液化ガス等の生産と太陽熱等エネルギー源の大量利用を目指す。

これらの措置により、サミット参加国全体の80年代平均のエネルギー消費の対GNP弾性値は約0.6に低下し、全エネルギー需要に占める石油の割合も現在の

53%から90年までに約40%に低下をみることが期待される。

##### (3) 発展途上国との関係

石油価格上昇が非産油発展途上国に与える打撃が憂慮される状況下、石油輸出国や共産主義工業国を含めた国際的協調によって、これら発展途上国のエネルギー節約・開発、輸出拡大、人材養成ならびに食糧供給に取り組むべきである。

われわれは世界銀行に対し、非産油発展途上国のエネルギー開発に関する融資制度に改善の余地がないかどうかを検討し、その結果につき石油輸出国、先進工業国双方と協議するよう要請する。

極度の貧困と慢性的栄養不良が何億もの発展途上国の人々を苦しめている実情にかんがみ、世界銀行と国連食料農業機関(FAO)による穀物備蓄および食料流通施設の改善に関する努力を支持し、これに協力する。

##### (4) 通貨問題

石油価格の高騰が発展途上国を中心とする石油輸入国の国際収支を大幅に悪化させている状況下、改めて効果的な国際収支調整メカニズムを作り出す必要に迫られている。われわれは、国際金融市場がオイル・マネーの環流に引続き主要な役割を果たすことを期待し、通貨当局とBIS(国際決済銀行)が同市場の監督と健全性維持の見地から現在進めている作業を支持する。

こうした民間金融機関を通じるオイル・マネーの環流を、世界銀行、IMF(国際通貨基金)等の国際機関の役割拡大によって補完することが重要である。特にIMFに対しては、加盟国の国際収支調整のために必要であれば借入額増額措置をとること、および低所得発展途上国に対する低利融資の方策を検討することを要請する。

石油輸出国に対しては、赤字国に対する直接貸付を増加させ、他のリサイクリング・メカニズムにかかる負担を軽減するよう、強く要請する。

われわれは、為替相場の無秩序な変動を避けるため、為替市場政策に関する緊密な協力を継続する。欧州通貨基金(EMF)が為替市場の安定に果たした役割は評価されようが、一層効果的な相場監視を実現するため、IMFとの協力関係を維持することが必要である。

##### (5) 貿易問題

われわれは、開放的な世界貿易体制を強化するため、保護主義的行動を求める圧力に反対する。

われわれは、多角的貿易交渉の積極的成果を支持し、その早期かつ効果的な実施を約束するとともに、発展途上国の市場開放を歓迎する。また、有害な輸出信用競争、および国際商取引における政府公務員への贈賄を阻止すべく、必要な協定の作成作業を行う。

#### ◇OPEC、原油価格に上限を設定

OPEC(石油輸出国機構)は6月9～11日の3日間、アルジェリアの首都アルジェで第56回定例総会を開催し、当面の原油価格について次のような決定をした。

- (1) 標準油種価格の上限を32ドル/バーレルに設定する(アラビアン・ライトの現行価格28ドル/バーレル)。
- (2) 個々の原油に付加し得る油種間価格差(注1)は最高5ドル/バーレルまでとする。
- (3) 本価格体系は7月1日以降実施し、今秋開催予定の第1回OPEC 3相合同会議(外相、蔵相、石油相で構成)で再検討する(注2)。

OPECの原油価格は、79年初来、石油需給のひっ迫化を背景に大幅な引上げが実施されてきたが、特に10月以降は、スポット価格の急騰に触発されたイラン、リビア等強硬派による値上げ攻勢の強まりから統一的な価格決定方式が崩れ、この結果、各国の値上げ行動に対する歯止めが失われるかたちとなっていた。こうした状況下、今回の決定により上限価格が設定されたことについては、OPECが原油価格の再統一化の必要性について共通の認識を示したものと受取ることができる。

しかしながら、実態的にみると、今回の決定では、①本年初来産油国が上乘せしてきた高額のマーケット・プレミアムについて具体的な言及がないため、37ドル/バーレルという上限価格が遵守されない可能性がある、②標準油種価格が単一価格ではなく上限価格として設定されたに過ぎないなど、統一的な価格決定方式としてはかなりルーズな面を残している。従って、今次決定に伴う原油価格への影響については、消費国側の対応姿勢とも絡めて、OPEC各国の出方いかんにかかるとなると。

(注1) 今次決定では、公表されたコミュニケによれば「油種間価格差は各油種の品質(quality)および地理的位置(geographical location)に基づいて付加される」としているが、品質および地理的条件とは一般的には①比重差\*、②硫黄分差\*\*、③運賃差\*\*\*によるものとみられる。

\* アラビアン・ライトのAPI度(34度、なお、API度とはAmerican Petroleum Instituteが制定した比重の表わし方)を上回る油種についてはプレミアムを付加。

\*\* アラビアン・ライトの硫黄分(1.7%)を下回る油種についてはプレミアムを付加。

\*\*\* サウジアラビアのラス・タヌラ港(アラビアン・ライトの主要輸港)からペルシヤ湾口のゴイン島までの距離(運賃)に比べ当該油種積出港から同島までの距離が短い場合にはプレミアムを付加。

(注2) このほかの今次総会での主要な決定事項は次のとおり。

- ① 天然ガス価格の原油価格リンク。
- ② OPEC 通信社(OPECNA)の創設。
- ③ OPEC 創立20周年を記念した第2回首脳会議の開催(80年11月4～6日、於バグダッド<イラク>)。
- ④ 第57回OPEC定例総会の開催(80年12月15日、於バリ島<インドネシア>)。

#### ◇OECD閣僚理事会、「貿易政策に関する宣言」を採択

OECDは6月3・4両日、パリの本部で第19回閣僚理事会を開催し、同4日、インフレ下の経済政策運営、発展途上国との関係等に関するコミュニケ、および貿易制限の自粛を謳った「貿易政策に関する宣言(Declaration on Trade Policy)」を採択した。同コミュニケおよび「貿易政策に関する宣言」の要旨は以下のとおり。

##### 1. コミュニケ

##### (1) インフレ下の経済政策運営

OECD域内経済が依然として高水準のインフレと失業とに悩んでいる実情にかんがみ、理事会は、物価の安定を回復し、同時に、投資主導型の経済成長によって雇用の拡大を促すことを基本目標とする旨合意に達した。当該目標の達成は、以下の政策により可能となる。

イ. 石油価格引上げによってもたらされたインフレを抑制し、コストと価格の安定的なバランスを回復する。このため、金融・財政両面から引締めを行うほか、石油価格が実質所得の低下をもたらししているという現実を労使双方が受け入れるよう、対話を促進する。

ロ. 上記努力が実を結び、基調的なインフレ率が低下した暁には、適切な景気刺激策をとる。

ハ. 生産的投資の促進により、生産性の向上を通じて供給サイドからのインフレ圧力を減じるとともに、雇用増大に資する。このためには、一貫した政策態度を保つことによって企業の先行き不透明感を払拭すること、資本の有効な配分を防げている構造的障害を取り除き、資本市場の機能を改善すること等が肝要である。

##### (2) エネルギー問題

十分な経済成長を達成するためには、エネルギー需給のパターンを変えることが緊要である。具体的には、価格メカニズムの尊重や財政面からの措置等により、エネルギーの消費節約と石油代替エネルギーの開発・利用を中期的に強化するほか、石油供給の予期せぬ停止に備えての緊急的な措置をとりきめた短期的制度を整えておくことが望ましい。

(3) 発展途上国との関係

OECD域内経済の低迷が発展途上国に及ぼす影響を最小限にとどめねばならない。この観点からも、OECD諸国が物価抑制と投資の振興に努め、80年代の世界経済をインフレを伴わない安定成長路線に乗せることが望ましい。

一方、石油価格引上げとOECD域内経済の低迷は、発展途上国に対し経常収支赤字の拡大といった形で直接の影響を及ぼす。これに対しOECD諸国は、発展途上国の経済的、社会的発展および国際収支赤字ファイナンスを援助するとともに、これら諸国の製品に対して市場を開放せねばならない。

2. 「貿易政策に関する宣言」(注1)

開放的かつ多角的な貿易体制の強化は、経済成長、完全雇用、インフレ抑制、国際収支調整等、マクロ経済の諸目標達成に大きく貢献する。この認識に立ち、OECD加盟国政府(ECを含む)は、貿易取引の障害を減じ、あるいは排除すべく、以下の政策を遂行する旨宣言する。

- (1) 開放的かつ多角的な貿易体制の維持・向上に努め、GATTの役割を強化する。
- (2) 多角的貿易交渉(東京ラウンド)における合意とその精神を完全かつ効果的に履行する。
- (3) 発展途上国との貿易関係を強化し、その経済的發展を援助することによって、これら諸国の開放貿易体制への参入を促す。
- (4) 貿易およびその他経常取引に対する制限措置を回避する。
- (5) 輸出金融政策を含め、輸出競争上の不平等につながる政策措置を回避する。

(6) 第17回閣僚理事会(注2)において合意をみた一般方針を踏襲し、保護主義的效果をもたらす国内政策を回避する。

(7) 本宣言に盛り込まれた合意を遂行するための情報交換と協議、および国際経済のわく組のなかで発生し得る危機への速やかな対処を可能にするため、既存の諸制度を最大限に活用する。

(8) 本宣言に盛り込まれた合意を前提に、OECD域内の貿易動向および貿易政策の推移を定期的に審査する。

(注1) 今次宣言は、1974年5月の第13回閣僚理事会において採択され、1年ごとに延長されてきたいわゆる「貿易プレッジ(Trade Pledge)」を恒久的合意として書換えたもの。  
(注2) 53年7月号「要録」参照。

米 州 諸 国

◇米国、預金取扱い金融機関規制廃止委員会、預金金利規制等を一部改正

標記規制廃止委員会(注)(Depository Institutions Deregulation Committee)は5月29日、①TB金利基準定期預金(略称MMC、期間6ヵ月)および2年半もの財務省証券金利基準定期預金(略称SSC、期間2年半以上)の預金金利上限の改正、ならびに②定期預金の期限前解約に対するペナルティーの変更措置を発表した。今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 預金金利規制の一部改正等

① MMC金利上限の改正

MMCの金利上限を下表のように改正し、6月5日発行分より適用する。なお、金利上限以外の規制(複利方式による発行の禁止等)は従来どおり。

M M C の 金 利 上 限

(80年6月5日実施)

旧				新			
(注) TBレート	(A) 商業銀行	(B) 貯蓄金融機関	(B)-(A)	(注) TBレート	(A) 商業銀行	(B) 貯蓄金融機関	(B)-(A)
9.0%以上	TBレート	TBレート	0	8.75%以上	TBレート+0.25%	TBレート+0.25%	0
8.75%超 9.0%未満	TBレート	9.0%	0~0.25%	8.50%以上 8.75%未満	TBレート+0.25%	9.00%	0~0.25%
				7.50%以上 8.50%未満	TBレート+0.25%	TBレート+0.50%	0.25%
8.75%以下	TBレート	TBレート+0.25%	0.25%	7.25%以上 7.50%未満	7.75%	TBレート+0.50%	0~0.25%
				7.25%未満	7.75%	7.75%	0

(注) 直近週の6ヵ月ものTB平均入札レート。

## ② S S C金利上限の改正等

- ① S S Cの金利上限を下表のように改正し、6月2日発行分より適用する。

## S S Cの金利上限

(80年6月2日実施)

旧		新	
商業銀行	貯蓄金融機関	商業銀行	貯蓄金融機関
11.75%	12.0%	残存期間2年半もの財務省証券平均利回りマイナス0.25%(注1)	残存期間2年半もの財務省証券平均利回り(注2)

(注1) ただし、下限9.25%、上限11.75%。

(注2) ただし、下限9.50%、上限12.00%。

- ③ 金利上限の変更日をこれまでの毎月1日から隔週の月曜日に改める(基準となる財務省証券利回りは、財務省が当該月曜日に発表する同日までの5営業日間における残存期間2年半もの財務省証券の市場平均利回り。これに基づく預金金利上限は、次の木曜日から2週間有効)。

今次措置の趣旨につき、規制廃止委員会は「預金者に高利回りを提供することによって、預金取扱い金融機関の資金吸収力を高める」とともに、特にMMCの預金金利上限改正については、「小規模銀行がその所在地域の農業および中小企業関連需資に応じる能力を高め、貯蓄金融機関の流動性増加を促し、また銀行および貯蓄金融機関による住宅金融の一層の円滑化に資する」ことをねらったものとコメント。

- (2) 定期預金の期限前解約に対するペナルティーの変更  
定期預金の期限前解約に対するペナルティーは、これまで原則として、期間1年以内(1年超)の定期預金の場合、当初所定金利に基づく受取り利子から3か月分(6か月分)相当の利子を控除することとなっていたが、解約日が預金預入後3か月(6か月)未満の場合は受取り利子全額の控除のみにとどまっていた。これに対し、今回、6月2日預入(更新、期間延長)分より、預入後3か月(6か月)未満の解約についても原則通り3か月分(6か月分)の利子を控除する(従って不足分は元金から充当させる)ことに変更。

(注) 規制廃止委員会は、3月末に成立した金融制度改革法に基づいて新設された機関で、同法に定められた預金金利規制の段階的撤廃の具体的な手順等を決定する(詳細は5月号「要録」参照)。

## ◇米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は6月12日、ニューヨーク連銀等傘下10連銀が公定歩合を12.0%から11.0%に引下げ、翌

13日から実施することを承認した旨発表した(残るボストン、アトランタ両連銀も6月16日に同幅引下げを実施)。

今回の公定歩合引下げは、去る5月29日の引下げに続く、今次利下げ局面では2回目の措置。同理事会では、前回とはほぼ同様、「このところ短期市場金利が一段と低下し公定歩合を大幅に下回る水準になっていることに対処したもの」とコメント。

## ◇米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

カーター大統領は6月30日、国庫債務臨時限度額の引上げに関する法律に署名した。その内容は次のとおり。

5月末に期限切れとなり、6月末まで暫定延長されていた国庫債務臨時限度額(4,790億ドル)を、7月以降、81年2月末までの期限付で5,250億ドル(注)に引上げる(この結果、永久限度額4,000億ドルを含め、債務限度総額は9,250億ドルとなる)。

(注) ただし、長期国債(Bond、期間10年超)のうち4.25%の金利上限を超えて発行し得る金額の限度は従来どおり500億ドル。

## ◇米国、クライスラー社に対する政府の融資保証実施

経営困難に直面しているクライスラー社(米国第3位の自動車メーカー)に対する連邦政府の融資保証の運営機関である“Loan Guarantee Board”は6月24日、政府保証の前提となる銀行団の資金援助体制が整ったことを受け「政府保証の実行(限度額15億ドル)を最終的に承認する」旨発表(注)した。これを受け同社は即日、5億ドルの政府保証付社債(第1回分)を発行、これにより同社の資金事情はひとまず危機を回避し得ることとなった。今回発行分の条件等は次のとおり。

総額 5億ドル

償還期間 10年(据置期間3年)

利率 10.35%

利払期 年2回(12月1日、6月1日)

手数料 証券会社手数料1.025%

(うち 引受手数料0.375%  
販売手数料0.650%)

政府保証手数料1.0%

引受会社 ソロモン・ブラザーズ(主幹事)、メリル・リンチ、ファーストボストン・コーポレーション、E.F.ハットン・アンド・コーポレーションの4証券会社。

(注) 本措置は本年1月7日に成立した「クライスラー社救済法」に基づき実施されたもの。同法によればクライスラー社が別途20億ドルの資金を自己調達することを条件に連邦政府が向う4年間に15億ドルの融資保証を行うこととされている(1月号「要録」参照)。

## ◇米国、合成燃料法制定

カーター大統領は6月30日、石油に替わる合成燃料の生産促進等を目的とした合成燃料法(Synthetic Fuels Bill)に署名した(本法は、カーター大統領の新エネルギー計画<79年7月策定>関連3法案(注)のひとつ)。その概要は次のとおり。

### 1. 代替エネルギー生産促進のための措置

- (1) 石炭の液化・ガス化、オイルシェールからの石油抽出等の民間の合成燃料生産計画を助成(直接投資、共同投資、融資保証、価格保証)するため、「合成燃料公社(Synthetic Fuels Corporation)」を設立する(同社の助成実施期間は12年間)。本措置により、合成燃料生産水準を1987年までに石油に換算して50万バレル/日、92年までに同200万バレル/日相当まで上げる予定(ちなみに現在の石油輸入量720万バレル/日)。
- (2) 農産物・廃棄物等から抽出されるアルコール、メタンの生産促進のため、エネルギー・農務両省を通じ補助金を支出する。
- (3) 太陽熱利用等省エネルギー関連設備の設置(既往施設の省エネルギー投資も含む)を促進するため、住宅都市開発省の中に融資機関として「太陽エネルギー銀行」(Solar Energy and Conservation Bank)を設立する。

### 2. 融資規模

上記措置実施のため、本年10月1日より最長向う12年間にわたって総額200億ドルの政府支出を行う(4年後、議会承認を得てさらに680億ドルの支出額増わくを予定)。

<200億ドルの主な内訳>

合成燃料公社関連……135億ドル  
アルコール・メタン生産関連……15  
太陽エネルギー銀行関連……30

### 3. 石油戦略備蓄の再開

本年10月1日以降10万バレル/日の石油戦略備蓄を再開する。

(注) 他の2法案は次のとおり。

- ① 石油超過利潤税法(本年4月2日成立、5月号「要録」参照)。
- ② エネルギー動員局設置法(エネルギー政策遂行に関連する各種規制の設置、改廃、同規制に基づく関係省庁間の調整等を行う機関の設立を目的とするもの。現在議会審議中)。

## 欧 州 諸 国

### ◇EC首脳会議開催

EC各国首脳は6月12・13両日、ベネチアにおいて本

年2回目(注1)の会合を開き、10日後開催される先進国首脳会議に向けての加盟各国間の意見調整を兼ね、域内経済情勢、貿易問題、エネルギー問題等につき広範な討議を行った。また、国際政治問題に関しては、中東和平へのECの積極的介入、およびアフガニスタンにおけるソ連の軍事行動に対する抗議を盛り込んだ特別宣言が採択された。

会議終了後発表された共同声明のうち、経済問題に関する主要点は以下のとおり。

#### (1) インフレへの対応

インフレの加速と加盟各国間のインフレ率格差の拡大は、域内経済の安定と発展に対する最大の脅威となっている。インフレ抑制は最優先課題であり、このため、金融・財政両面から慎重な政策対応が必要である。もっとも、対内・対外バランスを崩さぬ範囲内で投資と雇用の促進を図ること、域外諸国を含めた国際協調によって世界的リセッションを回避することも不可欠である。

#### (2) 雇用問題

若年層を中心とする失業問題は一段と深刻化している。加盟各国はこれに早急に対処するとともに、構面に関する対策を打出さねばならない。また、各国の政策をECレベルで調整するため、域内の雇用情勢に関する報告を定期的に作成することをEC委員会に要請する。

#### (3) 貿易問題

世界経済の成長率鈍化が見込まれる現在、自由貿易体制を堅持する必要性はいやがうえにも高まっており、ECは、関税貿易一般協定(GATT)、東京ラウンド(多角的貿易交渉)の合意、および先のOECD閣僚理事会(6月3・4日開催)(注2)の宣言を尊重する。

#### (4) エネルギーおよび国際金融問題

石油値上げに伴う国際収支赤字のファイナンスは、引続き国際金融問題の焦点となっている。国際収支不均衡の是正は、交易条件の安定と加盟各国のエネルギー構造調整を通じて長期的に達成すべき課題であるが、短期的にはオイル・マネーのリサイクリングを促進することが重要である。リサイクリングの過程で主要な役割を果たすのは国際金融市場における民間銀行の融資活動であるが、これを補完するため、国際機関の機能を拡大すべきであろう。

なお、ECは、先のOPEC総会(6月9日開催)における石油値上げ決定が世界の安定に与える脅威を懸念し、これに強く抗議する。

#### (5) 南北問題

南北間の対話と協力は国際関係の安定に不可欠であり、この観点からECは、国連のわく組の中での活動に積極的に参加する。

(注1) 本年第1回の首脳会議は、4月28・29日両日ルクセンブルグで開催され、80/81年度農産物価格、EC予算への英国の拠出金削減、中東問題等に関する討議が行われた。

(注2) 「要録」別項参照。

#### ◇西ドイツ、連邦鉄道債の発行を決定

西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は6月23日、期間10年もの連邦鉄道債の発行を決定した。発行要領は以下のとおりであり、6月に発行された連邦債の発行条件(6月号「要録」参照)と比べると、その間の市場金利の低下(注1)を映じてクーポン・レートが8.25%から8.0%へ引下げられている(応募者利回りは本年初来初めて8%台割れ)。

カッコ内は6月発行連邦債の発行条件

期 間	10年(10年)
表面利率	8.0%(8.25%)
発行価格	100.50%(100.25%)
応募者利回り	7.93%(8.21%)
発行額(注2)	750百万マルク(15億マルク)
売出し期間	6月26日～30日

(注1) 国債(残存期間10年)平均流通利回り・%

5月上旬	中旬	下旬	6月上旬	中旬	下旬
8.88	8.60	8.38	8.27	8.10	7.99

(注2) ただし、上記発行額中50百万マルクについてはドイツ交通信用銀行(DVKB)が引受け、さらに100百万マルクについてはブンデスバンクが当座の間留保し、その後同行を通じて市場の状況をみながら漸次発行される。

#### ◇ブンデスバンク、債券の売戻し条件付買オペを実施

1. ブンデスバンクは、7月3日、5月初に続き本年第3回目のロンバート貸付適格債券の売戻し条件付買オペの実施を決定した(買入日7月9日、前回のものについては6月号「要録」参照)。なお、本オペでは初の入札方式(ダッチ方式)を採用(最低金利を9.5%に設定)し、4日の入札の結果、買入額38億マルク、買入金利は9.60%と決定した。

2. 本措置につきブンデスバンクでは、「6月の大幅税揚げに伴う銀行流動性のひっ迫に対して緊急避難的にロンバート貸付で中央銀行通貨を供給したが、ロンバート貸付はごく短期の資金融通手段であるので、これを早急に圧縮させる必要があったほか、7月も夏期休暇入りに伴う現金需要が増すうするので、ロンバート貸付に代えて本オペで中央銀行通貨を供給することとした」とコメント。また、今回入札方式(ダッチ方式)に最低金利を設定したことにつき市場筋では、「ロンバート・レート(9.5%)以下では中央銀行通貨を供給せず、9.5%～10.0%の

線に当面の金融市場金利を誘導するというブンデスバンクの金融調節態度を示したもの」との受止め方をしている。

#### ◇フランス、80年改訂経済見通しおよび81年暫定経済見通しを発表

1. フランス政府は、6月13日、80年改訂経済見通しおよび81年暫定経済見通しを次のとおり発表。

	79年実績	80年改訂見通し	(実質、前年比、%)		81年暫定見通し
			80年当見通し(79/9)時点	年初見通し	
G D P	3.4	2.7	( 2.5)		2.3
家 計 消 費	3.3	2.6	( 2.5)		2.0
固 定 資 本 形 成	2.5	2.9	( 1.8)		1.9
うち 企 業	2.4	4.0	( 3.2)		2.5
家 計	3.6	1.5	( - 0.6)		0.5
政 府	1.8	1.7	( 2.2)		2.0
輸 出	7.3	4.5	( 3.8)		4.5
輸 入	10.9	3.4	( 2.0)		2.2
C P I (年 平 均)	10.5	13.0	( 9.8)		10.5
(年 末 比 較)	11.8	12.5	( 9.0)		10.0
賃 金 上 昇 率 (年平均、名目)	12.9	14.9	( N.A)		13.0
貿 易 収 支 (億フラン、非公式)	- 80	-400～ -450	( N.A)		-200～ -250
経 常 収 支 (億フラン、非公式)	+ 62	-200～ -250	( N.A)		- 100

2. 今次改訂経済見通しの前提、および特徴点は以下のとおり。

(1) 世界貿易の伸びを4%、原油の年平均価格を30ドル/バレル、フランの対ドル相場を4.25フラン(現在4.10フラン台)と想定。

(2) GDP伸び率は前年比+2.7%と前回見通し(+2.5%、79年9月発表)を若干上回った。もっともこれには前年から持続したゲタ(+1.8%)が寄与しており四半期別(対前期比伸び率、%)にみた伸び率は、+0.6%、+0.3%、0%、0%と第3四半期以降横ばいの見通し。

(3) 需要項目別には、設備投資が景気を下支えするかたち。国営大企業で、電力(原子力発電)、電信電話(電話回線網の拡充)等を中心に大幅な伸長(前年比+10%)が見込まれるうえ、民間企業でも稼働率の上昇や企業収益の好転からまずまずの伸びを示す公算。

反面、個人消費は物価上昇による実質所得の伸び悩みや、昨年みられたインフレ見越しの先買いの反動が

顕現化してくるため伸び率鈍化。輸出も世界景気、特に米国、西ドイツの景気後退によりかなりの影響を受ける見通し。

- (4) なお、81年については個人消費の伸び悩み傾向の持続や設備投資の増勢鈍化を背景に、実質成長率は2.3%と80年見通しを若干下回る見通し。

#### ◇フランス、外国為替管理を一部緩和

1. フランス政府は、6月26日、1次産品輸入価格の安定および企業の輸出競争力増進等の目的から、現行為替管理の一部緩和を決定。主な変更点は次のとおり。

##### (1) 企業に対する措置

イ. 一次産品輸入業者に対する先物カバー取引の期間制限を撤廃

従来、品目により6～12か月以内に抑えられていた先物買い予約の期間制限を撤廃。ただし、そのほかの一般の輸入にかかる先物カバー取引の期間制限(最長2か月)は据置き。

ロ. 小額の輸出代金決済方法の自由化

輸出代金決済はすべて銀行送金による方法が義務づけられているが、5万フラン以下の金額に限り小切手等の受取りを認める。

ハ. 消費財輸出業者等に対する海外での銀行口座開設の自由化。

フランス銀行の認可を必要とする海外での口座開設を、小口かつ取引種類の多い消費財輸出業者等に限り自由化。

本口座には輸出取引の5%、または1か月当り3万フランの何れか低い額まで預入可能。

ニ. 銀行経由決済を要する輸出入取引の最低限度の引上げ

輸出入業者の事務負担軽減のため、銀行経由取引の最低限度を5万フランから12万5千フランに引上げ。政府試算では、これにより輸出事務の32%、輸入事務の48%が軽減される見込み。

##### (2) 直接投資に係る措置

イ. 対内投資の許可免除限度額の引上げ

従来3百万フランを5百万フランに引上げ。ただし、新会社設立の場合は従来1百万フランを5百万フランに引上げ。

ロ. 非居住者による不動産会社の新規設立および経営参加の自由化

従来は要許可、今後は事後報告のみ。

ハ. 対外投資の許可免除限度額の引上げ

イ. と同様3百万フランを5百万フランに引上げ。

##### (3) 個人に対する措置

イ. 海外自由送金限度額の引上げ

ロ. 留学生送金限度の引上げ

月額1,500フランを単身の場合5,000フラン、家族帯同の場合1万フランに引上げ。

ハ. 海外での使用に係るクレジット・カード引落し限度額の引上げ

週1,000フランを2,000フランに引上げ。

ニ. 居住者が非居住者に手交し得る小切手限度額の引上げ

ホ. 外交官の居住者銀行口座の開設自由化  
従来は非居住者口座のみ。

##### (4) 銀行に対する措置

非居住者に対するフラン貸付は引続きケース・バイ・ケースによる審査を行うが、従来運用面で認可が大口輸出契約中心となっていたのを、輸出増大に寄与することが認められるならば、小口のものについても考慮する方針。

2. 本件に関するモノリー経済相のコメントは以下のとおり。

「今次措置は、世界経済の変化にフランス経済を適合させていくとの従来からの政府方針に則ったものであるが、ここで実施に踏切れたのは、最近のフラン相場堅調により為替面への影響をさほど心配する必要がなかったため。今回の主眼は事務軽減による輸出助長ということにあるが、為替投機の可能性を極力排除するとの考えから、(1)外貨集中義務(8日以内に要売却)、(2)非居住者に対するフラン貸付の制限、(3)海外収益金の国内送金義務、といった大筋は残し、キャッシュの海外持出限度(一人5,000フラン)も据置いた。」

#### ◇フランス、建設業界に対するてこ入れ策を実施

フランス政府は、建設業界の業況がこのところかなり悪化している状況にかんがみ、6月26日、住宅建設促進を中心とする同業界に対するてこ入れ策を発表。同対策の要点は以下のとおり。

1. 7月1日より、公共投融資資金60億フランを住宅貸付資金として振向ける。うち、25億フランは、住宅貯蓄積立制度利用者に対する追加的な貸付資金に割当てられ、また、35億フランは、政府と金融機関の協定に基づく低利住宅貸付(prêt conventionné)資金に振向けられる。

2. 予備費180億フランを取崩し、低所得者のための、住宅補助金および家賃補助金に充当(8月1日より支給開始)。

3. バカンス明けから、10,000件の住宅ローンを新たに追加するために預金供託金庫の資金利用を検討。
4. 現在、公共団体が所有している住宅建設可能用地を売却。
5. 現在抑制されている住宅価格等を自由化。
6. 住宅貸付は資金の配分にあたっては、失業者の多い地域を優先。

#### ◇英国、ウィルソン委員会の報告書を発表

1. 英国金融制度調査会(通称「the Wilson Committee」)は、1976年10月に発足(注)して以来4年近くにわたり英国金融制度全般につき見直しを行って来たが、6月25日、サッチャー首相に対し、既存の銀行および保険会社の国有化には反対する等の結論を示した最終報告書を提出した。

(注) 当初、労働党内閣の下でキャラハン首相(当時)の諮問機関として発足。発足の経緯は1976年9月の労働党大会で銀行国有化の提唱等を内容とする金融制度改革案が可決されたが、首相をはじめ党首脳部がこれに難色を示し、本調査会を設立し金融制度問題に関する検討を命じたもの。なお、本調査会はウィルソン元首相を会長に17名の各界を代表する委員により構成。

2. 上記報告書は、金融機関および金融市場の機能と役割、商工業に対する資金供給、金融機関の国有化等につき検討を加えるとともにいくつかの勧告(recommendation)を行っている。その主な結論および勧告は次のとおり。

- ① 既存の銀行および保険会社を国有化することには反対。国立の投資銀行の設立等新たに公的金融機関を設立すべきかどうかの点については、委員間の意見が一致せず結論が得られなかった。本報告書の中で委員全員の賛成が得られなかったのはこの一点のみ。
- ② 資本市場における年金基金(the pension funds)および保険会社の重要性が増大しているにもかかわらず、これら機関の責任が十分果たされているとはいえない。
- ③ 設備投資が低迷している原因は、外部調達資金が困難であるためというよりはむしろ資本の実質コストが実質収益率を上回っていることにあると考えられる。
- ④ 物価上昇率が高率かつ振れも大きい長期事業債の発行が阻害されている。この解決策として、中期手形再割制度(a medium-term rediscount facility、中期貸付手形の英蘭銀行等による再割引)の創設を勧告する。長期的には、物価スライド条項付事業債(index-linked industrial bonds)の発行を提案する。
- ⑤ 小企業向け金融については信用保証制度(a loan guarantee scheme)の試験的創設、小企業向け専門の

投資会社の育成等を勧告する。

- ⑥ 金融機関の活動や金融機関相互間の競争を阻害している税制上および金融政策上の諸規制に伴う不公平は除去されるべきである。もっとも、住宅金融協会(Building Societies)については、当面金融政策上の規制対象とすることを見合わせるべきであるが、その活動範囲が拡大していく場合には再検討の必要がある。また、住宅金融協会の構成メンバー間の競争は統一金利勧告制度(注)(recommended rate system)により著しく阻害されており、同制度は廃止するべきである。

(注) 1939年以来、住宅金融協会連合会はその構成員(1978年末現在、216社)に対し、預金金利等について勧告(recommend)。その勧告には拘束力はなく構成員の判断に委ねられているものの、通常大部分の構成員はこれに追随。

- ⑦ 証券市場は、主として自主規制で運営されている現行方式に問題が全くないというわけではないが、今後法的規制を強める必要は特に認められない。
- ⑧ 金融制度の規制全般につき検討を加え、また状況の変化に応じその変更を勧告できる公開の公的機関が必要。
- ⑨ 英蘭銀行は、その政策運営につき議会の下院大蔵委員会(注)(Select Committee on Treasury and Civil Service Department)で直接審査を受けることになったが、同行の役割と責任の増大を考えれば歓迎すべきことである。なお、同行の非常勤理事(non-executive directors)については、今後、より広い分野から人材が求められるべきである。

(注) 本委員会は、下院の諮問委員会(現在14の委員会が存在)の中の一つであり、79年11月に設立された。大蔵大臣、英蘭銀行総裁等の出席、証言を求めることができるなど、とりわけ強力な権限が賦与されている。

3. 同報告書に対する各界の反響をみると、主要各紙では「長い時間をかけた割には内容はやや迫力不足」としながらも、「英国金融制度の機能を解明し、その機能改善のための提案を行っているだけでも本報告書の価値は十分にある」との見方が大勢である。一方シティー筋では、「報告書が銀行国有化に全員一致で反対したことは当然のこととはいえ満足すべき結論」であり、「シティーはほぼ健康との診断を受けたようなもの(a well-nigh clean bill of health)」として総じて歓迎。また産業界でも、「企業側の生産性・収益性向上努力がなければ、産業界への資金流入を促進してみたところで効果は期待できまい」(英国産業連盟)との受け止め方をしている。もっとも、住宅金融協会では、「統一金利勧告制度を廃止すれば、協会間の競争が激化し住宅貸付金利は急上昇しかねない」として強く反発を示している。なお、国立の投資銀行等の設立を主張してきた労働組合評議会(T



UC)では、遺憾の意を表明すると同時に、今後も引続きその設立を主張していく意向を明らかにしている。

#### ◇英蘭銀行、国債の売戻し条件付一時的買入れ措置を再開

1. 英蘭銀行は6月27日、銀行および割賦販売金融会社を対象に(注)、国債の売戻し条件付一時的買入れ措置を7月14日より再開(売戻し予定日は8月11日)する旨発表した(6月号「要録」参照)。同措置は、特別預金対象債務(eligible liabilities)残高が33.3百万ポンド以上の上記金融機関に適用され、利用可能限度額は同残高の1.5%相当額(全金融機関合計で約7億ポンド)、適用金利は最低貸出歩合と同一金利。

また、同行は7月4日に至り、上記金融機関を対象にさらに同残高の2.0%相当の利用を追加的に認める措置(全金融機関合計で約9億ポンドの増額)を7月11日より実施(売戻し予定日は8月18日)する旨発表した。

(注) 適用対象が「銀行および割賦販売金融会社」と6月17日に終了をみた前回の場合(対象先は手形交換所加盟銀行のみ)よりも拡大。

2. 今回の措置につき英蘭銀行は「季節的な財政の大幅揚超と国債の売行き好調により短期金融市場の逼迫に対処してとられた技術的な措置であり、現在の金融引締め政策の緩和を意味するものではない」と説明している。

#### ◇英蘭銀行、最低貸出歩合の引下げを発表

1. 英蘭銀行は7月3日、最低貸出歩合(MLR)を1%引下げ、即日実施する旨発表した。同行の最低貸出歩合変更は昨年11月15日の3%引上げ以来9か月ぶり(79年12月号「要録」参照)。

2. 上記措置について英蘭銀行では、「ここで引下げに踏切ったのはマネーサプライの増勢鈍化傾向がはっきりとしてきた一方、このところ景気後退色が強まりつつあること、内外金利差の拡大によりポンド相場に上昇圧力がかかっていることを考慮したためである。ただ物価はこのところ騰勢頭打ちとはいえまだ水準自体かなり高く、秋口から本格化する次期賃上げ交渉を考えれば引続き細心の注意が必要であり、このため1%と小幅引下げにとどめた」と説明している。

3. 今次措置に対する各界の反響をみると、主要各紙は、引下げ幅は1%と「極めて控え目かつ慎重」なものにとどまり、この程度では景気動向、ポンド相場等に与える影響も期待薄との見方が一般的であり、中には「湿った火花(a damp squib)」との評もきかれる。また産業界でも、「今次引下げは正しい方向」(グリーンバラ英

国産業連盟会長)として歓迎する一方、1%の引下げではポンド相場下落、金利負担軽減等は期待できず、「むしろ今後の段階的金利引下げの第一歩が踏み出されたという心理的な効果の方が大きい」(ティラー商工会議所理事)との受けとめ方が少なくない。

#### ◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

1. ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland, Lloyds)は7月4日、貸出基準金利(base rate)を17%から16%へ、通知預金金利を15%から14%へそれぞれ1%引下げ、Barclays, Midlandは4日営業時間終了時から、National Westminster, Lloydsは7日から実施する旨発表した。

2. 今次引下げにつき各行では、「英蘭銀行最低貸出歩合の1%引下げ(7月3日実施)に対応したもの」とコメントしている。

#### ◇イタリア、石油製品価格を引上げ

イタリアの物価閣僚委員会は6月13日、石油製品価格を一部引上げ、翌14日以降実施する旨決定した。

主要品目の価格の引上げ状況は以下のとおり(1リットル当り・リラ、税込み小売価格)。

	旧価格	新価格(値上げ率)
スーパー・ガソリン	680	→ 700 (+ 2.9%)
レギュラー・ガソリン	665	→ 685 (+ 3.0%)
自動車用軽油	309	→ 327 (+ 5.8%)

#### ◇イタリア銀行、条件付オペ制度を拡充

1. イタリア銀行は6月19日、財政資金の受払いが金融市場に及ぼす攪乱的影響を緩和するとともに、金融市場の育成に資するため、昨年11月に創設した売戻しまたは買戻し条件付短期オペ制度(54年12月号「要録」参照)を拡充し、本制度を中期的にも運用(ただし、当面は買戻し条件付売戻しオペのみに限定)していく旨発表した。

今回発表された条件付中期オペ制度の概要は以下のとおり。

##### (1) 対象金融機関

商業銀行、貯蓄銀行等の一般金融機関および中期信用銀行等の特殊金融機関等(無条件オペおよび条件付短期オペ対象金融機関と同じ)

##### (2) 対象債券

長期国債(Buoni del Tesoro Poliennali<BTP>)  
変動利付中期大蔵省証券(Certificati di Credito del Tesoro a tasso variabile<CCT a tasso variabile>)

## (3) 実施時期

季節的に大幅資金余剰が見込まれる時期

## (4) 1回当りの実施金額

最低100億リラ

## (5) 条件付売却期間

当面は最長70日とするが、最終的には最長135日(条件付短期オペは最長10営業日)

## (6) 金利

オペ実施時の銀行流動性の状況を勘案のうえ決定するが、直近の短期大蔵省証券(Buoni Ordinali del Tesoro<BOT>)発行レートの0.5%高程度を目途とする方針。

## 2. 本件に関し、イタリア銀行は以下のとおりコメント。

「すでに6月中旬、少額の買戻し条件付中期売オペを実施したが、これは、①6月が財政資金の季節的な大幅散布時期に当たること、および、②現在の引締め基調を維持するためには、極力市中流動性を中・長期資産に運用替えさせることが望ましいことにかんがみてとった措置である。

イタリア銀行のオペ操作は未だ試行錯誤の段階にあるが、こうした制度の創設を通じて並行的に金融市場を育成することにより、その完成度を高めていきたい。」

一方、本措置に対する反響をみると、「イタリア銀行の銀行流動性や金利等についてのコントロール能力は、同行のオペ手段が質的、量的に向上することによって強まりつつある」(イル・ソーレ紙)等と、一般に好意的なものとなっている。

## ◇イタリア銀行、量的貸出規制を延長

1. イタリア銀行は6月28日、7月末で期限切れとなる市中金融機関に対する量的貸出規制を明年3月末まで延長する旨発表した。なお、今回から規制方法は従来の隔月規制から毎月規制に改められ、規制違反に対する罰則措置にも若干変更が加えられた(従来の規制内容については54年11月号「要録」、同罰則措置については4月号「要録」参照)。

今次規制措置の概要は以下のとおり(注)。

## (1) 規制方法

本年8月末から明年3月末までの各月末の対象リラ建貸出を、79年5月末同残高比以下の伸び率以内に抑える。

80年8月末	+21%	81年1月末	+26%
9 "	+20	2 "	+26
10 "	+22	3 "	+27
11 "	+21		

12 // +27

## (2) 罰則措置

規制増加率を1%ポイント以上超過した金融機関は、当該超過額に対して以下の預入率でイタリア銀行の無利子特別勘定に預金する義務を負う。なお、本罰則預金は超過が明らかになった時点から1ヵ月以内に預入され、1ヵ月間同勘定に凍結される。

- イ. 規制わく超過額が79年5月末残高比2%ポイント以内の部分……………30%  
ロ. 同2%ポイント超4%ポイント以内の部分……………50%  
ハ. 同4%ポイント超の部分……………70%

(注) 対象金融機関および対象貸出は従来どおり。

## 2. 今次措置につき、イタリア銀行では以下のとおりコメント。

「最近における物価の高騰と国際収支の悪化にかんがみ、引締め姿勢持続の必要性があるとの判断から今次措置に踏切った。また、リラ建貸出を規制することによって外貨建信用供与を促進し、このところEMS内で軟化を続けているリラ相場を支持することもねらいのひとつである。

本措置により、本年8月から明年3月までの対象貸出増加率は年率9%と、従来規制(79年10月～80年7月、同13%)比かなり低下することとなるが、今後景気が徐々にスローダウンするに伴って資金需要も衰えていくことが予想されるため、必ずしも規制を強化することにはならないと判断している。」

## ◇イタリア、緊急経済対策を決定

1. イタリア政府は7月3日、最近のインフレ高進と国際収支の悪化、およびこれに伴うリラ相場の軟化に対処するため、一連の緊急経済対策(il pacchetto di misure d'emergenza)を決定した。これは、付加価値税引上げ等の増税により消費需要を抑制する一方、不況地域・業種振興のための特別基金の設立、輸出金融の拡充等により設備投資と輸出の促進を図ったもの。本措置により、80年度の公共部門の借入需要は差引き2.8兆リラ削減(40.8兆リラ<6月末見通し>→38.0兆リラ)される見込みとなっている。

今次緊急経済対策の主な内容は以下のとおり。

## (1) 徴税強化(税収増額3.3兆リラ)

## イ. 増税(2.3兆リラ)

付加価値税(7,700億リラ<石油製品製造税引上げ分を含む>)(注1)

標準税率14→15%、対石油製品12→18%(注2)等  
印紙・登録税(8,000億リラ)

自由業税(3,500億リラ)

酒税(3,500億リラ)等

ロ. 脱税防止の徹底(1.0兆リラ)

金銭登録機の普及(現行普及率約20%)

公的領収書発行義務の広範化等

(2) 経費節約等による公共支出の削減(0.6兆リラ)

(3) 租税の前倒し徴収

自己申告による納税(不動産増価税、相続税、登録税等)につき、予定額の85%を10月31日(本来の期限は11月30日)までに納入することを義務づける。

(4) 企業の社会保険負担軽減(所要経費5.6兆リラのうち2.0兆リラは本年度予算に計上済み)

労働コスト軽減のため、製造業部門の企業の社会保険負担を国庫が一部肩代わりする。

(5) 輸出金融の拡充(0.7兆リラ)

輸出信用専門機関に新たに7,000億リラ(中小企業中期信用金庫<Mediocredito Centrale>5,000億リラ、輸出信用保険局<SACE>1,000億リラ等)を増わく。

(6) 不況地域・業種振興のための「団結基金(Fondo di solidarietà)」の設立(注3)

給与所得の0.5%供出(本年度4,000億リラ)により調達した原資をイタリア興業銀行(IMI)の特別勘定に入れ、労組代表を加えた管理委員会(Consiglio di Amministrazione)がこれを運営する。同基金は、南イタリア等不況の著しい地域、自動車・化学等不況業種の救済に充てられる(初年度の活動は南イタリアのみに限定)。

なお、同基金は5年をもって解消(場合によっては延長も可)されることとし、その際、供出された給与所得は付利のうえ非課税扱いで返却される。

(7) 南イタリア開発投資(0.6兆リラ)

本年下期中、南イタリアへのメタンガス供給工事を開始する。

(8) 公共建築の拡大(1.0兆リラ)

官庁の労働環境改善のため、厚生施設等を整備する。

(注1) 今回の税率手直しにより、従来8段階に分かれていた付加価値税率は5段階にまとめられた。手直しに当っては、生活関連物資にかかる税率が低くなるよう調整されているほか、経営不振企業救済の見地から、不動産譲渡にかかる税率が従来の6%から2%に引下げられている。

(注2) 今回の増税(付加価値税および製造税)により、石油製品価格については年初来3回目の引上げ(スーパー・ガソリン、1リットル当たり700→750リラ、等)が実施されたこととなる(前回引上げについては「要録」別項参照)。

(注3) 政府は当初、スカラ・モビレ(賃金・物価スライド制)の手直しを希望していたが、政府と労組代表の事前の協議において労働側はこれを拒否し、代替案として今次団結基金の創設を申し出ている。

2. 今次決定に関し政府では、「本措置の短期的ななら

いは、インフレの抑制、輸出競争力の強化および設備投資の振興であるが、中期的には、後進地域の開発、石油輸入依存度の低下等も期待し得る。本措置により政府が国民に求めた犠牲は容認し得る範囲内のものであり、本措置を実施しても本年中4%程度のGDP成長が可能である一方、物価の上昇率は3年以内にEC各国の平均以下に抑制し得る見通しである」(パンドルフィ蔵相)とコメントしている。

◇オランダ、公定歩合を引下げ

1. オランダ銀行は6月20日、基準割引歩合を0.5%引下げて9.5%とし、23日から実施する旨発表した(担保貸付歩合<11.0→10.5%>、約束手形割引歩合<11.5→11.0%>もそれぞれ0.5%引下げ)。同行の公定歩合は53年4月にボトム(4.0%)をつけた後、53年7月以降9回引上げられ(引上げ幅計6%、最終引上げ55年5月2日9.5→10.0%)、今回は2年2ヵ月ぶりの引下げ措置。

2. 本措置に関しオランダ銀行では、「5月初めに西ドイツの公定歩合引上げによりオランダ・ギルダー相場が軟化する懸念があったため、公定歩合の追隨的引上げを実施した。しかし、その後中東筋等を中心とするギルダー債への投資増もあってオランダ・ギルダー相場は堅調に推移(注)しており、5月中央以降はドイツ・マルク、米ドルの買い介入を実施している状況である。一方、国内面をみると、失業者数が増加傾向をたどる(5月は229.5千人と76年8月218.5千人を上回る戦後最高水準を記録)等これまで堅調に推移してきた景気も幾分鈍化の兆しがかがわれることもあって、ここで公定歩合を5月以前の水準に戻すことが適当と判断した」と説明している。

(注) オランダ・ギルダーの高替相場(対マルク)推移

1 マルク当り	80/1月末	2月末	3月末	4月末
	1.1041	1.0989	1.0962	1.1032
	5月末	6/16	6/20	
	1.0986	1.0955	1.0951	

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は6月25日、公定歩合を1%引下げて13%とし、翌26日以降実施する旨決定した。同行では、4月以降4回にわたって債券担保貸付高率適用金利等の引下げを実施したが、公定歩合については、3月20日の引上げ(12→14%)以降既往最高水準に据置いてきた。なお、今回から再割引限度わくをA・B両わくに二分する措置(注1)は廃止された。新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

(1) 再割引歩合(公定歩合)……………13.0(Aわく14.0

<公定歩合>、

## Bわく14.5)

## (2) 債券担保貸付金利

貸付限度わく内の貸付適用金利……13.0(14.5)

同限度わく外の高率適用金利……14.0(15.5)(注2)

(注1) ベルギー中央銀行では、昨年6月以降、各行別の再割引限度わくをA・B両わくに二分し、Aわく(全体わくの3分の1まで)に対してのみ基準割引歩合を適用し、Bわく(全体わくの残る3分の2)に対しては、債券担保貸付通常金利と同水準の割高な再割引歩合を付してきた(54年7月号「要録」参照)。これは、ベルギー・フランに対する売投権を抑えるために金利上げを行う際、企業需資を圧迫することのないよう低利の融資わくを一部残しておくという意味を持つ措置であり、同様の措置は、76年2月、同7月および78年10月にも導入されている。

(注2) 債券担保貸付高率適用金利のみ即日実施。

2. 今次措置につきベルギー中央銀行では、「このところ物価・為替面の安定が顕著となっている一方、国内景気が急速に悪化の状況を呈しているため、先のオランダの公定歩合引下げ(6月23日、10.0→9.5%)に追随するかたちで実施したものである。なお、再割わく二分措置については、引締め期の罰則的役割を一応終えたとの判断から廃止に踏切った」とコメントしている。

## ◇デンマーク、商業銀行等に対する市中貸出規制わくの増額を決定

デンマーク中央銀行は6月12日、商業銀行等に対する市中貸出規制わくを3%(約37.5億クローネ)拡大し、5月31日に遡及して実施する旨を発表した。

今次措置は、国内の資金需要が引き続き増大していることに対応してとられたものであり、昨年12月の2%の増わく(2月号「要録」参照)に続くものである。

## ◇スウェーデン、流動性比率を引上げ

スウェーデン中央銀行は6月19日、商業銀行に適用される流動性比率(注)を2%引上げて40%とし、7月1日から実施すると発表した。流動性比率の変更は、本年1月の1%引上げ(54年12月号「要録」参照)に続くもので、インフレ抑制のため商業銀行の対民間貸出を抑えるべくとられたものである。

(注) 流動性比率=流動資産(現金+金融機関に対する預金<含中央銀行>+要求払の純外国資産+TB+国債<額面で計算>)+債務(預金勘定-貯蓄勘定預金+手形引受債務+未決済小切手債務+国内貸出に対する銀行保証+未使用当座貸越わく)×100

## ◇ノルウェー、南ノルウェー地区に対する第一線準備率を引下げ

ノルウェー政府は5月30日、南ノルウェー地区の金融機関に対する第一線準備率を、商業銀行については6%から5%に、貯蓄銀行については10%から8%に引下げ

る旨発表した(北ノルウェー地区については本制度を適用していない)。これにより、約18億クローネの資金が市場に供給されるとみられている。

## ◇オーストリア、預金金利を自由化

オーストリアは、7月1日以降預金金利を自由化した。同国では、昨年3月、金融取引の自由化等を盛り込んだ新信用制度法(1979年2月号「要録」参照)が施行されて以来、中央銀行を中心に預金金利の自由化につき検討が重ねられてきたが、このほど銀行間の金利協定廃止による自由化に踏切ったものである。

今回の措置については、金融機関の競争促進といった新法の理念もさることながら、インフレ抑制、経常赤字のファイナンスのための資本流入促進の必要性といった当面の課題が契機となったものとみられている。

## ◇アイスランド、大統領選挙を実施

アイスランドではEldjarn大統領の任期満了(1968年以降3期<任期4年>連続当選)に伴い5月29日、大統領選挙が実施された。選挙は4名の候補者によって争われたが、結局左翼系Finnbogadottir女史(50歳)が当選し、初の女性大統領(注)が誕生することとなった。

## Mrs Vigdis Finnbogadottir の経歴

1930年レイキャビク生まれ。フランス、北欧等で演劇を学び、帰国後高校、大学で教鞭をとる。1972年レイキャビク市立劇場支配人に就任。

(注) アイスランドの大統領は、議会により承認された法案に署名するという、いわば名誉職的存在。

## ◇トルコ、トルコ・リラを切下げ

1. トルコ政府は6月9日、トルコ・リラを6%切下げる(公定為替レート、1ドル=73.3トルコ・リラ→78トルコ・リラ)旨発表、即日実施した。主要通貨に対するトルコ・リラの交換レートは以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

1 ドイツ・マルク=43.97トルコ・リラ  
(41.51トルコ・リラ)

1 フランス・フラン=18.90トルコ・リラ  
(17.58トルコ・リラ)

1 英ポンド=181.94トルコ・リラ(169.40トルコ・リラ)

2. 今次トルコ・リラの切下げは、年初来2度にわたる切下げにもかかわらず(2、4月号「要録」参照)、依然大幅な国際収支の逆調が続いていることにかんがみとられたもの。なお、おりからIMFからの大型借款(12.5億SDR、期間3年のスタンド・バイ・クレジット、6月

18日IMF理事会承認)の取入れ交渉が進められており、IMF側から同国の経済体質の一段改善が望まれたことも背景になっているものとみられている。

## アジア諸国

### ◇韓国、長期信用銀行を設立

韓国では6月2日、長期信用銀行法(注)(1979年12月28日公布、1980年1月1日施行)に基づき、韓国長期信用銀行が設立された。同行は、同銀行法により設立された最初のもので、中小企業向け中長期資金供給を主目的としている。

これは、従来の長期資金の供給が、韓国産業銀行、国民投資基金等により主として輸出等政策優遇部門の大企業向けに行われ、中小企業向けに対しては不十分であったのを是正するためにとられたもので、中小企業向けの長期資金供給を順便化し、その長期的育成をはかっているとするもの。

(注) 長期信用銀行法の概要は次のとおり。

- ① 財務部長官が、金融通貨運営委員会の諮問を経てその設立を認可する。
- ② 資本金は500億ウォン以上とする。
- ③ 業務全般については原則として韓国銀行法、銀行法の適用を受けず、財務部長官の監督に服する。
- ④ 国内外での長期金融債券の発行(自己資本の20倍を限度)および海外借入による資金を原資とし、主として中小企業向けに設備資金および長期運転資金貸出を行う。
- ⑤ 一定限度内で受入れを認められている預金および積立金を原資として短期貸出を行う。
- ⑥ 有価証券の引受、保証等の業務を行う。
- ⑦ 企業に対する技術・経営指導を行う。
- ⑧ その他財務部長官の承認する業務等を行う。

### ◇韓国、総合経済対策を発表

韓国政府は6月5日、景気の後退に伴いこのところ失業が増(失業率、79年末4.1%→80年3月末5.7%<75年以来の高水準>)しているところから「失業問題の解決が急務」(経済企画院)として景気の浮揚、雇用の拡大を図ることを目的とした総合経済対策を発表した。同対策は、①金利引下げ等による金融緩和、②公共投資の拡大、③輸出支援金融の拡充、等を主な柱としているが、その概要は次のとおり。

(1) 公定歩合、市中金利の引下げ(6月5日実施)

#### ① 韓国銀行貸出金利

	旧レート	新レート
商業手形再割引		
優良企業向け	20.5%	19.5%
一般企業向け	21.0	20.0

#### ② 市中金利

##### ① 貸出金利

商業手形割引・一般貸出

優良企業向け	24.5%	23.5%
一般企業向け	25.0%	24.0%

なお、輸出支援金融(輸出前貸し)の金利については当初7月以降3%引上げる予定(注)であったが、今回の措置により年内一杯現行の12%に据置くこととした。

(注) 輸出支援金融の金利は1月12日の金利引上げ(公定歩合、市中金利とも一律6%引上げ)の際引上げ幅を3%にとどめ、7月1日以降再度3%引上げる予定にあった。

#### ② 預金金利

引続き貯蓄増強を図るねらいから現行水準に据置き。

(2) 公共投資の拡大(6月5日決定)

当初物価安定の見地から来年度に繰り延べる予定であった公共投資(総額、1,127億ウォン)を雇用効果の大きい土木、建設工事を中心に早急に実施することとした。

(3) 輸出支援金融の拡充(7月1日実施)

輸出支援金融の融資算定基準を替レートを次のとおり引上げる(カッコ内は改訂前)。

生産集荷資金	1米ドル当り510ウォン(500ウォン)
輸出用原資材輸入資金	〃 490ウォン(480ウォン)
輸出用国産原資材購入資金	〃 570ウォン(540ウォン)

なお、今次総合経済対策の発表にあたり当局は本年の主要経済目標を修正した。これによれば、物価が今回の金融緩和措置により当初見込みを大きく上回る見通し(卸売物価、前年比上昇率、当初27~28%→修正35~39%)にあるほか、対外面でも原油価格の高騰等による輸入の増加見込みなどから経常収支が一段と悪化(経常収支、当初△47億ドル→修正△55~△60億ドル)することが予想されている。

主な修正目標は次のとおり。

韓国の主要経済目標(80年)

	修正目標	当初目標
実質GNP増加率(前年比・%)	3~4	3~5
マネーサプライ(M <sub>2</sub> )増加率(前年比・%)	25	20
卸売物価上昇率(〃)	35~39	27~28
消費者物価上昇率(〃)	26~28	22~23
経常収支(億ドル)	△55~△60	△47

### ◇韓国、先物外国為替市場を創設

韓国政府は7月1日、ウォンと外国通貨間の先物為替市場を創設、先物為替取引を即日実施することとした。

これは、本年2月27日の通貨バスケット方式採用を機にウォンが実質的にフロート制に移行したことに伴い、為替リスクの発生が予想されることとなったため、それを事前にカバーし、安定的かつ円滑な対外取引を行うために必要となったもの。

なお、同国では貿易業者および金融機関が先物為替取引に不慣れた状況にあることを勘案して同制度を4段階

(注) 本年5月20日発足。韓国外換銀行を常任幹事行とし、韓国商業銀行、中小企業銀行、BOA、釜山銀行、アジア総合金融等の代表より構成される。

(6) 外国為替銀行の先物為替ポジション規制…スクウェア・ポジションを原則とする。ただし選択権付き先物為替取引ならびに先物為替取引契約の延長・取消し等の理由により特別な場合は韓国銀行の承認を受け、オープン・ポジションも可能とする。

(7) 中央銀行の介入…原則として不介入

先物為替制度の第2段階以降の概要は下表のとおり。

	第 2 段 階	第 3 段 階	第 4 段 階
1. 取 引 対 象 通 貨	・米ドル、日本円、西ドイツマルク、英ポンド	・指定通貨すべて	・取引可能なすべての通貨
2. 対 象 取 引	・貿易取引 ・資本取引の一部（借取および外貨貸出元利息）	・同左 ・同左 ・貿易外取引の一部（海外建設費用、支社経費など継続経費）	・外国為替に関するすべての実需取引
3. 取 引 期 間	・6か月以内	・1年以内	・1年以内
4. 先物為替相場の決定	・第一段階と同じ	・各行による自主的決定	・同左
5. 外国為替銀行の先物為替ポジション	・オープン・ポジションの制限的許可	・オープン・ポジションの許可範囲拡大	・オーバーオール・ポジションで管理
6. 中央銀行の介入	・外為市場安定のため必要な場合は最小限の規模で介入	・同左	・同左
7. 施 行 日	・1981年1月1日	・未定	・未定

に分けて実施することにしており、今回はその第1段階として、取引対象通貨を同国の貿易決済の大宗を占める米ドル(1979年95.3%)に、取引対象を貿易取引に限定している。その概要は次のとおり。

- (1) 取引対象通貨…米ドル。
- (2) 対象取引…輸出入取引(この場合、一覧払い取引のほか、ユーザンス取引等の延べ払い取引も含む)。
- (3) 取引期間…3か月以内。
- (4) 引渡し方法…原則として順月確定日引渡し方式(30日、60日および90日付けの3種類を採用)。ただし、輸出入取引では先物為替決済日を正確に予測することが困難な場合が多いため、順月選択権付き方式をとることができる。
- (5) 先物為替相場の決定方式…外国為替市場協議会(注)が毎日午前10時までに先物基準レートを決定する。各銀行は上記基準レートの上下1%の範囲内で自行の対顧客相場の仲値を決め、その仲値に一定のマージン(0.5%以内)を加えて対顧客売買レートを決定する。

### ◇タイ、大幅税制改正を発表

タイ政府は5月21日、個人所得税の税率変更、法人・物品税率の引上げを内容とする税制改正を発表した。改正の概要は次のとおり。

(1) 個人所得税率の変更(81年1月実施)

基礎控除額、配偶者控除額等を引上げる一方、高所得者に対する税率を引上げ(最高税率、60→65%)。

	旧	新
基礎控除	7千バーツ	10千バーツ
配偶者控除	7	10
扶養控除(子供1人当り)	3	5
最低税率(注1)	7%	7%
最高税率(注2)	60	65

(注1) 課税対象を年収10千バーツ以下から同20千バーツ以下に拡大。

(注2) 課税対象は年収1百万バーツ超、なお60%税率適用者は従来の1百万バーツ超から0.7百万バーツ超に拡大。

(2) 法人税率の引上げ(80年5月22日実施)

タイ証券取引所の上場会社の税率引上げ幅を非上場会社のものより小幅にとどめているのが特徴。

	旧	新
上場会社税率	30%	35%
非上場会社税率	35	45

(3) 物品税率の引上げ(80年5月22日実施)

ビール、非アルコール飲料、たばこの税率引上げ。なお、非アルコール飲料については、タイ国産の果物、植物を原料とする飲料は対象外とされているほか、たばこも国産葉たばこの混合率の高いものの税率は据置かれるなど、国産品優遇措置となっている点が特徴。

	旧	新
ビール1ℓ当り	10パーツ	111パーツ
ソーダを除く飲料440cc当り	27サタン	45サタン
たばこ	(1パーツ=100サタン)	
国産葉たばこ混合率80%以上	40%	40%
〃	80%以下	40
		45

今回の改正は、来年度予算案(80年10月~81年9月)の歳出が借入金返済額の増大(81年度予算前年比+34.0%)や公務員給与引上げ(81年1月から一律20%引上げ)等から大幅に拡大した(81年度予算前年比+16.1%)ため、この不足財源を確保するとともに、所得分配面でのゆがみの是正を目的としてとられたものとみられている。政府ではこれによってネット約29億パーツ(約140百万ドル)の税収増(個人所得税は約14億パーツ<約70百万ドル>の減収)になると説明している。

◇タイ、基礎物資の生産・流通監視措置を実施

タイ政府は5月23日、基礎物資12品目(注1)につき、退蔵・売惜しみによる価格上昇を防止するため、生産・販売・輸入業者等に対する「生産・在庫状況等の監視措置」を導入した。同措置の内容は次のとおり。

- (1) 6月1日までにこれら12品目の在庫量および保管場所について当局(物価統制・不当利得防止委員会)に報告。
- (2) 在庫に関し移動があった場合には7日以内に当局へ届出。
- (3) 12品目の毎日の販売記録、月間および年間の生産・販売・輸入計画の策定。

(注1) 対象12品目は次のとおり。

①LPG、②灯油、③砂糖、④マッチ、⑤加工紙、⑥印刷用紙および筆記用紙、⑦セメント、⑧線材、⑨家畜飼料(ペット用を除く)、⑩洗剤、⑪コンデンス・ミルクおよびエバ・ミルク、⑫植物油

◇タイ、公定歩合を再引下げ

タイ中央銀行は6月4日、基準公定歩合(国債担保手形貸付利率)を13.5%から12.5%に、また貸出限度額(全商業銀行で20億パーツ)を超える貸付けに対する高率適用金利を16.0%から15.0%にそれぞれ引下げる旨発表、即日実施した。

本措置は、前回引下げ(5月21日)と同様、最近の海外金利低落の影響等からコール・レートがこのところ急速な低下を示しているため、これに追随して採られたものとみられている。

なお、本年初来の基準公定歩合および高率適用金利の推移は次のとおり。

	基準公定歩合	高率適用金利
79年末	12.5%	16.5%
	↓	↓
80年3月31日	14.0	17.5
	↓	↓
5月12日	↓	17.0
	↓	↓
5月21日	13.5	16.0
	↓	↓
6月4日	12.5	15.0

◇シンガポール国家賃金評議会、80年度賃上げガイドラインを勧告

シンガポール国家賃金評議会(注1)(National Wages Council)は6月20日、新年度(80年7月~81年6月)における民間企業の賃上げに関し次のような勧告を政府に対し行った。なお、同評議会によると、本勧告が完全に実施された場合、民間企業の賃上げ率はほぼ前年度並みの平均19%程度になるとしている。

- (1) 本年度の賃上げガイドラインを定昇込みで7.5%+33シンガポール・ドルとするとともに、勤務態度が平均以上の労働者(above-average worker)に対しては別途3%を追加支給する(前年度は一律7%+32シンガポール・ドル)。
- (2) 職種等により異なった昇給率を採用している企業には前年に続きグループ相殺方式(注2)(group offsetting system)を認める。
- (3) 雇主の技能開発基金(Skills Development Fund)への拠出額を給与月額750シンガポール・ドル以下の労働者1人につき、給与月額の4%とする(従来は同2%もしくは5シンガポール・ドルのいずれか高い方)。
- (4) 労働者の中央積立基金(Central Provident Fund: 一種の厚生年金積立金)への積立金額を給与月額(ただし最高3,000ドルで頭打ち)の18%に引上げ(従来は同16.5%)。
- (5) 職場の渡り歩き(Job-Hopping)防止のため、本年も

勤続期間12ヵ月以下の労働者に対しては本勧告の適用外とする。

このように昨年に引続き高率の賃金引上げを勧告したことについて同評議会は、同国政府が昨年打出した産業構造改革方針に沿ったもので、賃金の積極的な引上げを通じて産業構造の高度化(従来の労働集約型から技術集約・高付加価値型への転換)を図り、同時に労働力の効率的利用、機械化促進、生産性向上を推進していくものと説明している。また、今次勧告では初めて賃上げ率を勤務態度に応じ2段階に区分したが、これにつき同評議会で「生産性向上を図るための勤務態度優良者へのインセンティブ」としており、勤務態度が平均以上かどうかは、遅刻・欠勤回数、安全規則の遵守態度、機械の適切なメンテナンス状況など簡潔な基準により評価すべきであると勧告している。

(注1) シンガポールの賃上げは、72年以降労働者、雇用主、政府の代表で構成される国家賃金評議会が当該年度(7月～6月)の賃上げ率等を政府に勧告、政府がこれを承認したうえで、このガイドラインに沿って各企業個別に交渉する方式がとられている。

(注2) 本方式は企業全体として賃金支給総額がガイドラインに当てはまれば、一部職種ないし一部従業員の賃上げ率がガイドラインと外れていても可とするもの。

#### ◇インドネシア、350百万ドルのシンジケート・ローンを取入れ

インドネシア中央銀行は5月9日、国際シンジケート団との間で総額350百万ドルにのぼるシンジケート・ローン借入契約に調印した。当該資金はチラチャップ、バリクパパン、ソロングの石油精製所建設費に充当される予定。借入条件等は次のとおり。

金額 350百万ドル  
償還期間 10年(うち据置期間5年)  
金利 LIBOR+ $\frac{5}{4}$ % (当初6年間)  
LIBOR+ $\frac{3}{4}$ % (7年超満期まで)  
借入先 主幹事 BT Asia, Chase Manhattan Asia, DG Capital, Lloyds International の4行のほか幹事団21行等(うち邦銀幹事行は東銀、興銀、日長銀の3行)

#### ◇フィリピン、わが国から第8次円借款導入

わが国の対フィリピン第8次円借款の交渉がまとまり、6月20日、両国政府間で書簡を交換した。本借款の主な内容は次のとおり。

金額 360億円(海外経済協力基金を通じて供与)  
償還期間 30年(うち据置期間10年)  
金利 年3%

#### 対象プロジェクト

レイテ地熱発電所建設、マニラ首都圏都市交通整備計画、輸出産業近代化計画等

今次借款により、わが国からのフィリピン向け円借款の累計は1969年以降2,177億円(片道ベース)となった。

#### ◇イラン、同国通貨をSDRリンクへ移行

イラン中央銀行は5月21日、同国通貨リヤル(Riyal)を従来の米ドルリンクからSDRリンクへ移行(1SDR当り92.31リヤル)する旨発表、即日実施した。

今次措置につきノバリ中央銀行総裁は、「昨年11月以降の西側諸国の対イラン経済制裁実施に伴う貿易相手国の変化を主因に、貿易決済通貨のうち米ドルの占める割合が低下(昨年11月時点75%→最近時10%程度)をみていることに対応したもの」と説明している。

## 共産圏諸国

#### ◇第34回コメコン総会開催

第34回コメコン総会は、6月17日から19日まで、チェコスロバキアの首都プラハで開催された。同総会では、来年から始まる次期5ヵ年(1981年～85年)計画の各国間調整およびそれに関連したエネルギー問題が主要議題となったが、特に域内各国に対する唯一の石油供給国となっているソ連の供給力が伸び悩んでいる折から、こうしたエネルギー問題にいかに対処するかに焦点があてられた。

この点に関し、ソ連代表のコスイギン首相は、総会席上、コメコン各国に対するソ連の石油供給量を次期5ヵ年計画期間中には現行5ヵ年(1976年～80年)計画比10%増の4億トンにする旨表明したが、これは年平均で8千万トンベースと、80年並の供給水準で据置くことを意味しており、東欧諸国の今後5ヵ年の経済計画へ与える影響が目される。

なお、同総会の主要合意事項は次のとおり。

- (1) 現行5ヵ年計画の最終年を迎え、同計画の完成に向かってなお一層協力を強化する。
- (2) 次期5ヵ年計画においては、域内各国における機械設備生産の専門化および協業化の促進、コンピューターの協同開発促進ならびにその生産拡大、鉱物資源・エネルギー源の開発有望地域での共同地質調査の実施等を図る。
- (3) 原子力発電所建設計画に関する協定を締結する。
- (4) アフガニスタンをオブザーバーとして正式に承認する。